

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康医療政策課

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	在宅医療連携促進支援事業拠点業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	3,375,000円
工事等の概要	地域の医療及び介護、障害福祉等による関係者会議の開催、在宅医療に関する実態庁舎の実施、松戸市医療・介護連携地域ICTシステム研修会の実施
随意契約の理由	千葉県医療計画において、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでの在宅医療の提供体制に求められる医療機能の確保を図るため、市町村が「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置付けられた。在宅医療については、現在、主に高齢者を対象とした「在宅医療・介護連携推進事業本事業」を実施しているが、本事業は高齢者以外の障がい者や子どもなども含めて実施する必要がある、実施にあたっては、在宅医療に係る専門的知識を有する医師や地域の医療・介護・障害等の関係機関・関係団体等と連携して取組む必要がある。一般社団法人 松戸市医師会は、市内の在宅医療を行っている診療所等の開業医や二次救急病院の病院長などを会員とする医療機関団体であるとともに、在宅医療・介護連携推進事業において「在宅医療・介護連携推進事業等業務委託」を受託しており、関係機関との連携強化など各種業務に取り組むノウハウを持ち合わせていることから、本事業を最も確実に実施できるものと思料する。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、随意契約とするものである。